

京都市告示第509号

京都市道路の位置の指定等に関する規則第6条に規定する側溝及び街渠の基準を次の通り定めます。

平成15年4月 2日

改正 平成25年3月29日

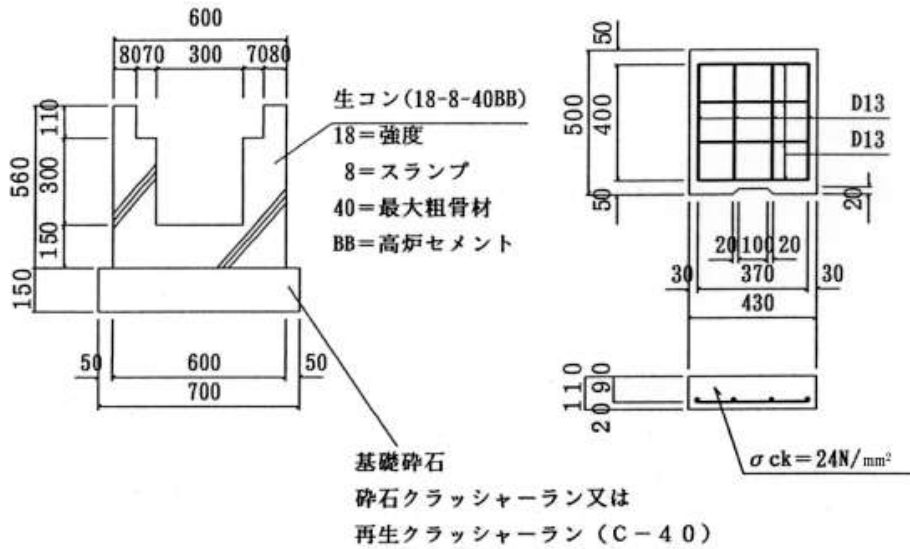
- 1 道に設ける側溝は、U字型側溝とする。ただし、下水道処理区域内にあつて、U字型側溝を設ける必要がないと認められる場合は、L字型街渠とすることができる。
- 2 U字型側溝は、現場打ち又は工場製品（日本工業規格品、京都市規格品又はこれらと同等以上のもの）を用いたコンクリート側溝とし、現場打ちとする場合のコンクリートは、原則としてレディミクストコンクリート（4週圧縮強度 $\sigma = 28\text{N}/\text{m}^2$ 以上とし、その配合は日本工業規格標準配合表による）を使用すること。
- 3 U字型側溝及びL字型街渠の標準的な形状は下図のとおりとし、原則として寸法は図示以上とすること。ただし、L字型街渠には工場製品（日本工業規格品、京都市規格品又はこれらと同等以上のもの）を使用すること。
- 4 京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例第6条の規定により、建築基準法施行規則第9条の規定による申請の際現に存在している道のうち、適用時（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第2条の規定の施行の時をいう。）に現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上の道について道路の位置の指定を受けようとする場合で、既存の排水施設が存在するものについては、道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝又は街渠であること。

附 則

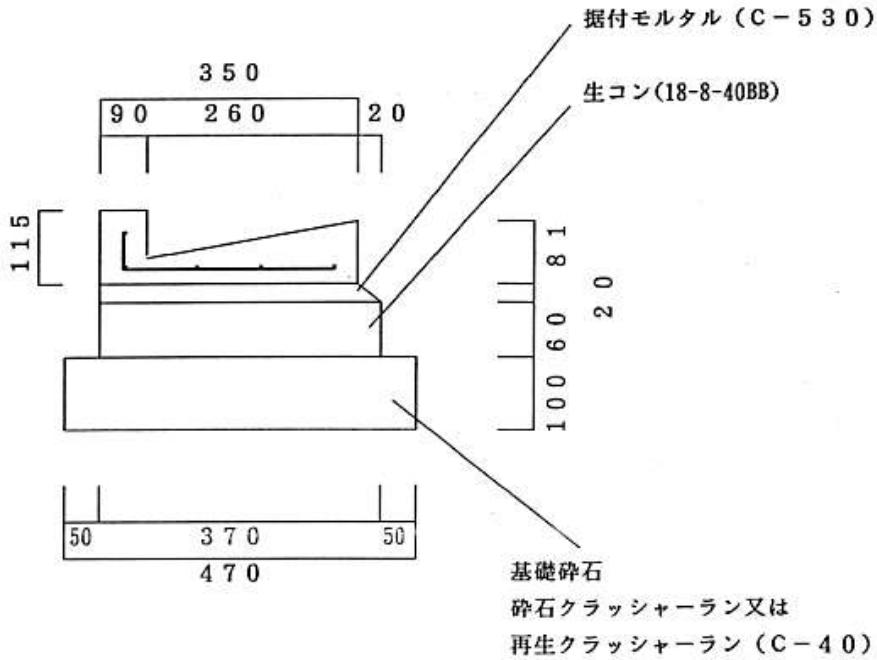
この告示は、平成25年4月1日から施行する。



U字型側溝



L字型街渠



備考 数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

(都市計画局建築指導部建築指導課)